

四日市市告示第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第五号の規定により、次のとおり道路位置指定の変更をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき公告します。

平成29年 2月16日

四日市市長 森 智 広

1 指定番号：

第28-道変-1号

2 指定道路の種類：

第42条第1項第五号の規定による指定（変更）に係る道路

3 指定（変更）の年月日：

平成29年 2月16日

4 既指定道路の位置：

四日市市霞二丁目8番の一部、24番の一部、26番1の一部

5 指定（変更）する道路の位置：

四日市市霞二丁目26番1の一部

6 指定（変更）する道路の延長及び幅員：

延長 423メートル、幅員 4～9メートル

延長 315メートル、幅員 ～6メートル